三　事業施行期間　自昭和四十八年三月七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第二百五十五号東京都市計画道路事業補助線街路第二百十二号線
三　事業施行期間　自昭和五十五年三月六日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千三百十号東京都市計画道路事業補助線街路第二十八号線
三　事業施行期間　自平成三年六月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千百九十八号東京都市計画道路事業補助線街路第七十四号線
三　事業施行期間　自平成五年四月十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第六百四十一号東京都市計画道路事業補助線街路第百十八号線
三　事業施行期間　自平成六年三月十日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百七十四号東京都市計画道路事業幹線街路放射第九号線
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千七百四十九号東京都市計画道路事業補助線街路第九十号線
三　事業施行期間　自平成八年八月二十二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字中坂三三七八番一から甲斐市志田字砂間八三九番一まで	前 A	六・八五～一二・〇〇（メートル）　三二・二〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	六・八五～一二・〇〇（メートル）　三二・二〇（キロメートル）	
	前 B	一二・〇〇～一四五・五八（メートル）　二三・五二五（キロメートル）	
	後 A	一二・〇〇～一四五・五八（メートル）　二三・五二五（キロメートル）	
	前 B	一四五・五八～一八・〇六二（メートル）	
	後 B	一四五・五八～一八・〇六二（メートル）	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所